を を 形受 か 分

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

/					
	申特住所又は			长人番号	
	別所在地			徴収義務者定 番 号	
	請収		1 11	部 署	
紋 別 市 長 様	義 務 氏名又は名称	印	担当者	氏 名	
令和 年 月 日提出	者者			電話番号	

地方税法第321条の5の2第1項(同法第328条の5第3項において準用する場合を含む)の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額		令和	年		月以降に支給する給与所得・退職所得から徴収する税額			出租								
申請前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額(常は常時勤務者、臨は臨時雇用者)	前6ヶ	月	人			数	給	与		0		いて、それがやむを得 る場合のその理由	ない事由によるもの			ぎあ
	年	月	常	人	(臨	人)	常	円	(臨		円)					
	年	月	常	人	(臨	人)	常	円	(臨		円)					
	年	月	常	人	(臨	人)	常	円	(臨		円)	中建の日内並1年以上	h) z √h #8 a	性 傷	1507	ヒフ
	年	月	常	人	(臨	人)	常	円	(臨			目請の日以前1年以内に納期の特例に 対象の取消通知を受けたことの有無				. ~
	年	月	常	人	(臨	人)	常	円	(臨		円)	有	•		無	
	年	月	常	人	(臨	人)	常	円	(臨		円)	取消通知年月日		年	月	日

特別徴収税額の納期の特例について

- ・この特例は、次の条件を満たす特別徴収義務者が、この申請により市長の承認を受けた場合に、受けることができます。
- 1. 給与の支払いを受ける者が常時10人未満であること。
- 2. 市税の滞納、納付の遅納のないこと(やむを得ないと認められる場合を除く)。
- 3. この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。
- ・納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- ・特例の承認を受けた場合は、通常6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月 10日まで納入する市・道民税特別徴収税額を、6月から11月までの分 を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに 納入することができます。

|幼別市の市税笙の溥納 マは暑近において茎

・年の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた月から納期の特例が適用となります。